四　木簡の字体・異筆

屋代木簡は、第五章第一節で述べたように時期的にいくつかのグループに分けられる。このうち七世紀のものを含む第四水田面から出土したグループでは、他の遺跡で発見されている七世紀の文字資料に共通した字体の特徴がみられる。こうした特徴を、いくつかの例を挙げながら指摘しておきたい。

何点かの木簡には、刑部・金刺部・酒人部・宍人部などの部姓の人名が見られるが、この「部」の異体字は、八世紀以降に多く見られるカタカナの「マ」に似た字体ではなく、「ア」に近い。縦画を長く伸ばす点が特徴的な字体である。典型的な例でかつ年代（戊戌年＝六九八）も明らかな一三号の写真を図84―1・2に、字画のよく見える例として一九号の写真を図84―3に掲げた。これに似た字体の例として、他の遺跡での七世紀の出土文字資料を比較のために掲げておくこととする。図84―4は飛鳥京跡出土二七号木簡[1]、図85―7は石神遺跡出土の刻書された須恵器[2]である。屋代木簡は、第四水田面以前の時期には、すべてこの字体で「部」が書かれており、以後の時期のものになると「マ」に近い字体のものが見られるようになる傾向がある（図85―5、六九号「若帯マ」参照）。

また、「人」の字についても、図84―1・2・3に見られるように、二画目を横に引く字体のものがある。この点は同時期のすべての「人」の字に共通しているわけではないが、やはり新しい時期の木簡には例が少ないように思われる。図85―7の石神遺跡出土須恵器の「秦人」のように、七世紀の資料に類例が見られ、この字体も古い時期に見られる特徴として考えることができるであろう。

図85―6は四六号（乙丑年＝六六五）である。裏面の「他田舎人」は、「他」は偏と旁がわりあい離れ、「舎」は左右にはらう字画が伸び、いずれも比較的横に伸びやかに広がった字体が特徴的である。「舎人」については、図85―8に掲げた静岡県伊豆長岡町大北二四号横穴出土の石櫃の銘文「若舎人[3]」が非常によく似た字体である。この石櫃は、伴出した須恵器から、七世紀後半の中ごろから八世紀初めごろのものと考えられている。

四六号については、さらに興味深い点がある。表面の「乙丑年十二月十日酒人」と裏面の「古麻呂」は、字画の太さや墨痕のにじみぐあいからみて同筆とみられるが、「他田舎人」の部分は異筆のようである。八世紀以後にみられる文書では、署名に際しては一般に姓名のうちの名の部分だけを本人が自署するが、四六号では姓の方を自署している可能性が考えられるのである。この点は結論を急がずに検討を進めるべき問題であるが、屋代遺跡群の古い時期の木簡には姓名の姓の部分だけを列記したものが多く見られることも、あるいは関連性を持つ問題かもしれない。

註

（1）奈良県教育委員会『飛鳥京跡』（二）、一九八〇年。

（2）「石神遺跡の調査（第一一次）」（奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』（一三）、一九九三年五月）。

（3）大北二四号横穴出土Ⅱ―1号石櫃（伊豆長岡町教育委員会『大北横穴群』一九八一年）。

五　信濃国における官衙問題

屋代木簡の豊富な内容は、埴科郡家、更科郡家、信濃国の軍団、信濃国府などの問題に再考をせまるほどの素材を提供している。そこで、ここではまず信濃古代史にかかわる主な論点の研究史について概観したい。

㈠　研究史の整理

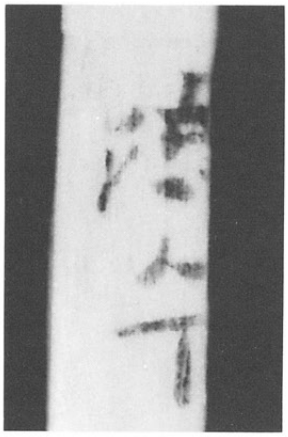

1

一三号表
酒人ア

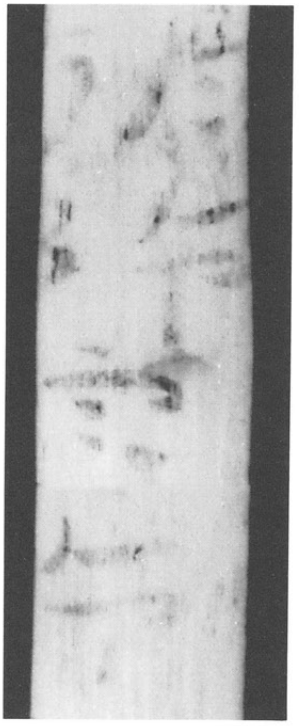

2

一三号裏
酒人ア
〔万呂〕
□□□　宍人ア

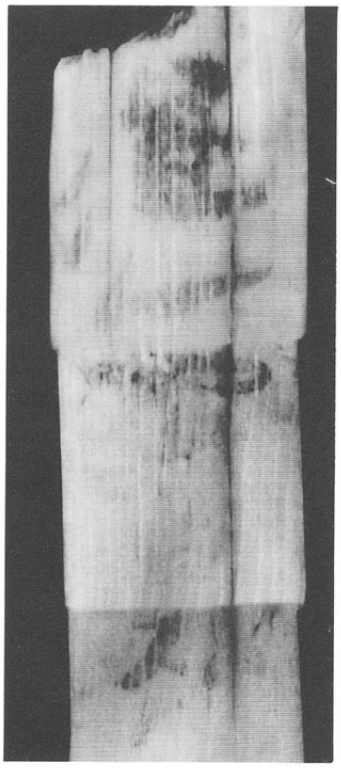

3

一九号
酒人ア男

飛鳥京跡二七号木簡
□〔ア〕矢田ア　大田ア　長〔小長〕谷ア
・田　□　田　丈ア　丈ア　田ア
ア財ア　　月月
　　月」
・□ア□ア　占ア　ア　矢作ア　若若
□ア　　若」

4

（奈良県立橿原考古学研究所附属博物館写真提供）

図84　木簡の字体・異筆（一）

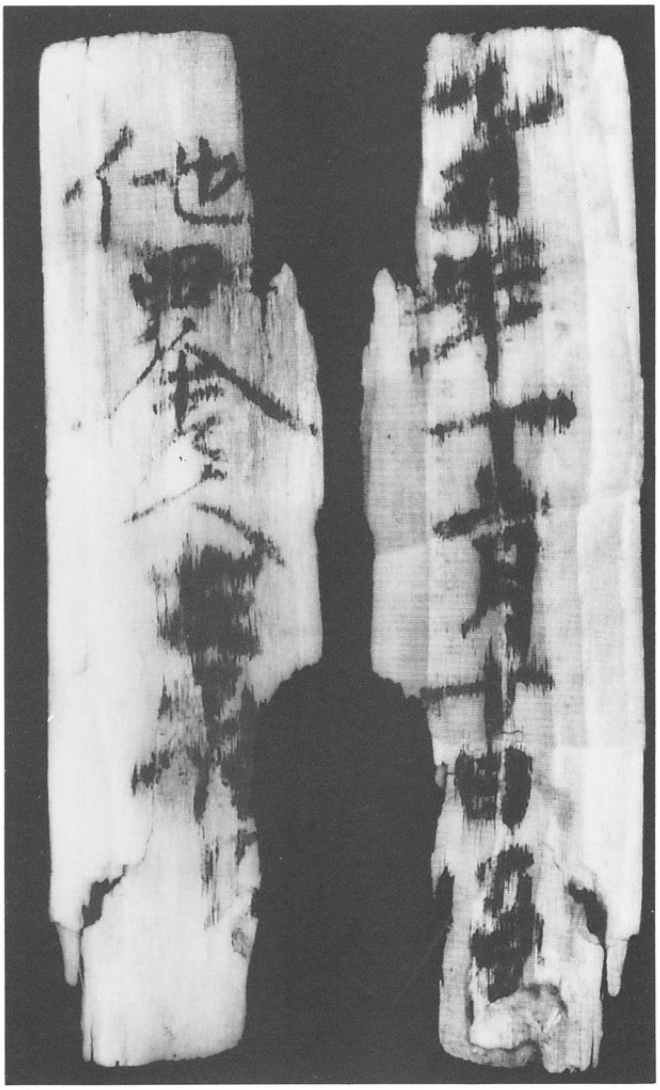

四六号
・「乙丑年十二月十日酒人
・「『他田舎人』古麻呂

6

六九号表
若帯マ

5

大北二四号横穴Ⅱ—1　石櫃　若舎人

8　（『大北横穴群』（伊豆長岡町教育委員会）より転載、同教育委員会許可済）

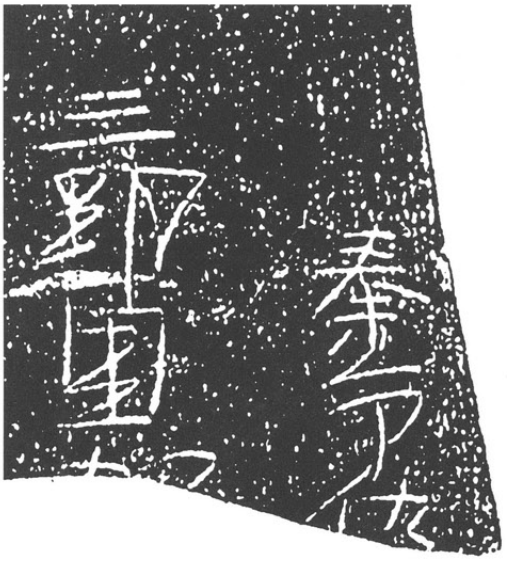

石神遺跡須恵器　秦人ア佐　三野国加

7　（『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』㉓（奈良国立文化財研究所）より転載、同研究所許可済）

図85　木簡の字体・異筆（二）

①科野国造の系譜と根拠地

「科野国造」については、『古事記』中巻神武天皇の条、および『先代旧事本紀』巻十の国造本紀に意富臣、火君、大分君、阿蘇君等とともに神武天皇の第二皇子「神八井耳命」を祖としていることが記されている。また、いわゆる「阿蘇氏系図」[1]でも科野国造は神八井耳命を祖とし、金刺舎人、他田舎人を分出したとしている。これらによれば、科野国造は中央の多氏の同族で、神八井耳命の孫の建五百建命という人物が崇神朝に初めて任命されたということになる。阿蘇家伝来の「阿蘇氏略系譜」の史料的性格については、田中卓が科野国造となった金刺舎人・他田舎人両氏と阿蘇氏は同族であったこと、大化改新後に科野国造から諏訪評督系と諏訪大神大祝系の二流に分かれたこと、阿蘇神社の主祭神とされる武五百建命は科野に進出し、その子瓶玉命が阿蘇に移住したという伝承は基本的に正しいことなどを指摘した[2]。これをふまえ『長野県の歴史』（山川出版社、一九七四年）では金刺舎人氏、他田舎人氏は阿蘇氏と同様に多氏と同族であり、科野国造はのちの小縣郡を根拠としたとしている。

この説が一九八〇年代半ばまでの通説であったが、『長野県史』通史編第一巻原始古代（一九八九年）では、五世紀の科野国造は多氏ではなく科野直氏で、当初の根拠地は更級郡にあったと推定され、六世紀の継体・欽明朝以降、科野国造家は更級郡に根拠地を持つ科野直氏から金刺舎人氏、他田舎人氏に分かれ、伊那郡に根拠地を移したとする新説が提出された[3]。この新説は最近の『諏訪市史』上巻（一九九五年）でも基本的に踏襲されている[4]。

先にふれたように、科野国造の根拠地として、これまでの通説では後の小縣郡に比定してきた。その根拠は、『万葉集』巻二十に「国造小縣郡他田舎人大島」とみえ、いわゆる律令国造が小縣郡に存在したことや科野国造の後裔氏族としての他田舎人氏が主として小縣郡に多く見られること、『和名類聚抄』の小縣郡に「安宗郷」が見え、科野国造と同族の阿蘇氏との関連が考えられ、多氏の定着によって付けられた地名であると思われること、安宗郷の中心に国魂神を祭る式内社である生島足島神社があることなどである[5]。なお、後述するが奈良時代の当初の国府所在地が小縣郡に想定されていることも、科野国造の根拠地をどこに求めるかという議論と相互に関連する問題である。

②信濃の郡・郡家

古代における信濃国の郡については、平安時代に編纂された『延喜式』（民部式）に「伊那、諏方、筑摩、安曇、更級、水内、高井、埴科、小縣、佐久」の一〇郡が記されている。『和名類聚抄』も「諏訪」と表記されている以外は基本的に同様で、七〇一年の大宝令で郡制が確立した段階でこれらの一〇郡は成立したものと考えられている[6]。それ以前の大化改新後の孝徳朝から天武・持統朝にかけて整備された「評」制については、信濃国においてはこの一〇郡が基本的に評段階で成立していたものと考えられている[7]。

ところで、これらの郡家の所在地については明確ではないが[8]、郡家の遺構については飯田市の恒川遺跡や岡谷市榎垣外遺跡がそれぞれ伊那郡家、諏訪郡家の候補地とされている。このうち恒川遺跡については、近年正倉跡と思われる掘立柱遺構が検出されたが、確実な郡庁跡の遺構は検出されていない。

③埴科郡家、更科郡家

屋代遺跡群周辺に埴科郡家ないしその関連施設が存在したと考えられる点についてはすでにふれた。そこで屋代木簡に関わる埴科郡家および更科

郡家についてまとめておきたい。

埴科郡家の所在地については、更埴市屋代の西端に「郷津」なる地名があり、これが郡家と関連する可能性があること[9]などから、古代の屋代郷ないし大穴郷など更埴市屋代地区の自然堤防上周辺に比定する説や、あるいは更埴市寂蒔・鋳物師屋地区のいずれかに想定されていた。また、更科郡家については、更埴市八幡に残る「郡」地名からその付近に推定されている[10]。なお、屋代木簡の出土により、埴科郡家ないしその関連施設については屋代遺跡群周辺に想定できる可能性が高くなったといえよう。

④信濃国府

これまで、信濃国府については、文献史料の上では十世紀に編纂された『和名類聚抄』（流布本）巻五の信濃国の項に「国府在二筑摩郡一」の注記があることから、平安時代中期には筑摩郡に国府が存在したことが知られている。しかし、律令制の成立した当初は小縣郡に国府が所在したとする説が定説となっている。この説では、平安時代の初期、長岡京から平安京に都が移ったころ、信濃国でも小縣から筑摩へ国府が移ったとしている。なお、七二一年から七三一年の間、信濃国から諏方国が分置され、諏方国府が所在したと思われるが、その所在地については諏方国の範囲や信濃国府の位置とも関わっていくつかの説が出されている。

小縣郡に国府の所在地を想定する根拠は、第一に国分寺跡の存在である。上田市国分の地において一九六三年からの発掘調査によって国分僧寺跡・尼寺跡が確認されたことから、国分寺と国府は一般的な傾向として通常近接した所に立地するという点から小縣郡に国府を推定した。第二に、小縣郡が律令制以前の国造の所在地（前述）と想定されたことである。第三に諏方、更級・埴科、佐久地方を結ぶ交通上の要地と考えたことである[11]。

しかしながら、信濃国府については、それを証する遺構・遺物のいずれも確認されていない。今後、信濃国府については前述した科野国造や、科野における「県」や屯倉、さらには東山道のルートなどともあわせて検討すべき問題であろう。

⑤官道としての東山道

奈良時代の東山道のルートについては不明だが、『延喜式』（兵部式）には駅馬の置かれた駅家と伝馬の置かれた郡名が記されている。

美濃国から神坂峠を越えた東山道は、伊那郡の阿知・育良・賢錐・宮田・深沢の各駅を北上し、善知鳥峠を越えて筑摩郡の覚志駅に至る。平安時代には覚志駅と次の錦織駅の間に国府（いわゆる筑摩国府）があったと考えられている。錦織駅から本道は保福寺峠を越えて小縣郡の浦野駅から千曲川を渡り亘理駅に至る。奈良時代には小縣郡に国府（小県国府）が想定され、佐久郡の清水・長倉の駅から碓氷峠（入山峠）を越えて上野国へ至る。なお、錦織駅から本道と分かれた道は、更級郡の麻績駅から犀川を渡り水内郡の亘理・多古・沼辺の各駅を経由して越後国へと向かっている[12]。

また、伊那郡・諏方郡・筑摩郡・小縣郡・佐久郡の各郡家には伝馬が置かれている。

これらの『延喜式』の記載が、律令国家成立の当初からのルートであったかどうかについては確証はない。いわゆる律令制以前の「古東山道」のルート（図88参照）から、令制「東山道」への転換の時期やその当初のルートなどについても今後の課題であろう[13]。

このほか、『続日本紀』にみえる大宝二年（七〇二）十二月壬寅条の「美濃国岐蘇山道」、和銅六年（七一三）七月戊辰条の「吉蘇路」の記事については、相互に別のルートと考え、大宝年間に神坂峠越えの官道が開かれたが、不十分であったために和銅年間に木曽谷を通る吉蘇路を開いたと考え

る説と、両者を同一ルートと考え、従来からの神坂峠越えが不便なために大宝元年に木曽谷ルートを着手したが、難工事のため和銅年間に完成したとする説がある。(14)

なお、『令集解』考課令殊功異行条の古記には「須芳郡」（諏方郡）主帳が「須芳山嶺道」の開鑿を行ったことが記されている。『諏訪市史』上巻（一九九五年）では、これを大門峠ないし和田峠経由の諏方郡と小縣郡を結ぶ伝馬の道としている。

(二) 屋代木簡と官衙問題

①屋代木簡が示す官衙的様相の諸側面

本項ではこれまでの検討のなかから、特に屋代木簡が示す官衙的様相の側面に関して若干の整理をしておきたい。

これまでの屋代木簡の検討から、次の点が明らかになった。

屋代木簡には数点の九世紀の木簡が含まれるが、その中心は七世紀第3四半期から八世紀の前半、郡郷里制下（七一五年～七四〇年頃）(15)までの時期の木簡群である。そのうち、七世紀の木簡および郡里制下の木簡には文書木簡が多いが、郡郷里制下の木簡から荷札木簡の占める割合が増加する。

文書木簡の中には、公式令に規定された符式や解式の文書簡のほかに、人名を列記した歴名様の記録簡、出挙に関わる記録簡や九九算木簡など、多様な木簡が含まれる。このことは、屋代遺跡群近辺には七世紀後半から八世紀前半まで一貫して文書の授受、記録の作製に関わる官衙的施設が存在したことを示す。

文書簡についてはその授受関係が、記録簡についてはその内容が問題になる。まず文書簡のうち「更科郡司等」に宛てた国符木簡（一五号）が、埴科郡に属す屋代遺跡群から出土したという事実は、次の二つの可能性を示す。第一は、国符木簡は広域ブロック行政圏である更科郡―水内郡―高井郡―埴科郡と逓送され、最終地である埴科郡家ないしその関連施設で廃棄されたという可能性。第二は、国符木簡は国司からまず「更科郡」に宛てて送られたあと、水内―高井―埴科の各郡を逓送され、発給元の信濃国府（国司）に戻された。したがって、第一の場合は屋代遺跡群の近辺に埴科郡家ないしその関連施設の存在を想定することになるが、第二の場合は信濃国府ないし国の行政に関わる施設が所在した可能性があることになる。

この点を考えていく上でも、次の軍団関係の木簡が存在することの意味はきわめて大きい。軍団の少毅が発給した文書簡（一二号）、信濃団にかかわる記録簡（六〇号）の二点である。前者は軍団の少毅が発信した文書を受け取った、ないしは回収した官衙が所在したことを示す。受け取った官衙の場合、それが郡家（郡司）なのか国府（国司）なのかは文書内容がわからないので明らかにできない。また、回収したとすると屋代遺跡群周辺における軍団の存在を示すことになる。

複数の宛所の異なる郡符木簡（一六号、一一四号）が出土したことから、郡符木簡は宛所で廃棄されるのではなく、発給元である郡家ないしその関連施設に戻ってきて廃棄されることが明確になった。(16)そのことから、屋代遺跡群周辺には埴科郡の郡家ないしはその関連施設が存在したことが推定される。

荷札木簡は郡郷里制下の時期に集中し、屋代遺跡群近辺に貢進物を集積する施設が存在したことを示す。荷札木簡のなかには、埴科郡内の各郷里からのものと、更科郡内の郷里名を記したものとが存在する。特に後者については、埴科郡家の範囲を越えて少なくとも複数の郡に関わる収納が行われていたことをものがたっている。

また「『信濃国』更科郡余□(戸)」と記された荷札木簡（七四号）は、国名から記す様式からみると、宮都出土の荷札木簡との共通性を考えさせる。し

かも国名が追記されていることから、追記した場所（機関）が問題になる。

記載様式はわからないが、二点の「東間郡」にかかわる木簡も存在する。これらの木簡は、埴科郡家と筑摩（東間）郡家との郡レベルでの交流を示すと考えるか、あるいは個別の郡家を越えた広域行政ブロックの問題としてとらえるか、ないしは国府的機能の問題を考えるかということになる。

以上の屋代木簡の特徴から、屋代遺跡群との関連を考慮すべき官衙は、埴科郡家ないしその関連施設、次に信濃団、さらには信濃国府ないしその関連施設であろう。

②埴科郡家・信濃団・信濃国府をめぐって

屋代遺跡群の性格については、郡符木簡から埴科郡家ないしその関連施設が近辺に存在したことが想定される[17]。また、軍団関係の木簡や荷札木簡における埴科郡以外の更科郡に属す郷里からの荷札の存在など、埴科郡家のみでは理解できない側面のあることについてはすでにふれたところである。律令制成立期の「郡家」を含む複合的な機能を持つ地方官衙の存在は、実は静岡県浜松市の伊場遺跡ですでに論点となっていた問題であった[18]。しかし、官衙の遺構が確認できていない現段階では、屋代遺跡群周辺に存在した官衙の性格については、今後の遺構・遺物の整理を待つ必要がある。特に、屋代遺跡群⑥区の各水田対応層から検出された遺物に、木簡以外の大量の木製祭祀具が含まれている点は、他の地方官衙とも共通する点であり、祭祀の性格の分析が待たれる。

屋代木簡のなかには、信濃団、信濃国府の存在を考慮すべきものがある。まず、一五号（国符木簡）の機能から更科郡・水内郡・高井郡・埴科郡の四郡をひとまとまりにした広域行政ブロックの存在が想定される点は重要である。そこでまずこの点から考えることにしたい。

更科郡に属す郷里の荷札木簡が三点出土していることは埴科郡と更科郡が密接なつながりをもっていたことを想定させる。つまり、埴科郡家ないしその関連施設が存在した当地には、埴科郡のみならず更科郡からの物資が進上されるような施設も存在していたのである。このことが律令制以前からの在地の秩序を反映するものとすれば、両郡がかつては一つの郡（評）であった可能性を考慮する必要もある。

この両郡については長屋王家木簡七六号に「播信郡」「讃信郡」とみえる[19]。前者は「埴科郡」、後者は「更科郡」のことで、この木簡の検出されたSE四七七〇井戸からは霊亀三年（七一七）の年紀を有する木簡が出土していることから、同木簡もその頃のものと考えられる。なお「埴科郡」の表記の初見は二条大路木簡（SD五一〇〇、天平三年から十一年頃の年代が与えられている）の埴科郡からの鮭の荷札木簡で[20]、「更科郡」は一五号が最も早い事例である。次いで、平城宮出土木簡（第四一次調査）に「更科郡」とみえ[21]、また「更級郡」は正倉院文書の天平二十年写書所解に「更級郡村神郷」としてみえるのが早い例である（本章第三節第一項参照）。長屋王家木簡の七六号木簡で、両郡の名前が同一の木簡に記されていることの意味は、両郡からの貢進物が貢進過程でひとつにまとめられることがあったことを示しており、そこに律令郡制成立以前の評の秩序が反映しているとみることもできる。すなわち両郡がかつて一つの「科野評」として存在した可能性、さらに六〇号の軍団名「信濃團」はその科（信）野評にもとづくのではないかという可能性が指摘できる。国符木簡が示す広域にわたる行政ブロックの存在や、荷札木簡が示す郡域を越えた徴税システムの存在は、律令制以前の在地の秩序の存在（遺制）を考える手がかりになると思われる。

こうした在地の実態という点では、更科・水内・高井・埴科の四郡にわ

たる広域行政ブロックの存在とともに、信濃国内の他の六郡についても何らかのブロックが当然想定される。しかもそうしたブロックの存在を考える上では、信濃国における律令制成立以前からの地方首長層の伝統的支配圏、さらには官道（駅路、伝路）の経路の問題を考慮に入れる必要がある。

すでにふれたように、平安時代の信濃国には伊那・諏方（訪）・筑摩・安曇・更級・水内・高井・埴科・小縣・佐久の一〇郡が存在した。これらの郡の成立は大宝令によると考えられている。おそらく八世紀前半の時期には、『延喜式』などにみられる一〇郡がすでに成立していたと考えることができる。

次に、東山道支道ルートは郡で言うならば、筑摩郡―更級郡―水内郡を通っていて埴科郡は官道ルートからはずれている。東山道支道が八世紀前半に『延喜式』のルートと同一であったという証拠はないが、越後へ抜ける道ということになれば大幅な異同は認め難い。

以上のことを踏まえると、郡を単位にした広域行政ブロックは、ブロック内部を官道が通ることを前提に考えるべきではないかと思われる。したがって、信濃国における広域行政ブロックは、伊那・諏方／筑摩・安曇／更科・水内・高井・埴科／小縣・佐久の一〇郡を四ブロックないし、伊那から安曇までを一ブロックにした三ブロック群を想定できるのではないか。そこで問題になるのが、こうしたブロック群の中心に位置すべき国府の問題である。国府から国内に一斉に命令が伝達されたとすれば、国府は官道に近接しつつ、こうした三ないし四ブロックの中心に位置する必要があるからである。そうした条件を満たし得る郡は小縣郡、筑摩郡、あるいは三ブロックの場合は埴科郡ないしは更科郡を加えることができる。(22)

このように考えてくると、一五号の国符木簡の宛先が「更科郡司等」であったことの意味は、この国符木簡が発給された当時、国府所在郡と宛先の筆頭に記された「更科郡」は駅路ないし伝路などを介して郡域が接していたことを示していると思われる。

信濃国府の所在地については、先に整理したように、当初は小縣郡に所在したとする見解が通説であった。しかし、小縣郡に国府が存在したことを推定できる年代の上限は、信濃国分寺の建立された八世紀半ば頃であり、下限は『和名類聚抄』に国府が筑摩郡にあるとされている九世紀頃までということになる。つまり、国分寺造営以前の時期にあたる「諏方国」が置かれた七二一年～七三一年頃とそれ以前については、「諏方国」の範囲とも関わって信濃国府の所在地には今のところ決め手がない。

一般的に初期国府のあり方について、青木和夫は、『出雲国風土記』に「国庁意宇郡家」とある点について、「国庁と意宇郡家」ではなく「国庁たる意宇郡家」と解釈し、風土記の撰上された天平六年（七三四）の時点では、国庁と郡家が同居していたと考える可能性を指摘した。つまり、律令国家成立期の当初から国府が完備していたのではなく、初めは郡家に付属する形で国府が存在した可能性があるという説である。(23)またその後の国府遺跡の発掘によっても、国府（国庁）の整備は八世紀半ば以降に本格化することが山中敏史によって明らかにされている。(24)

これまで述べてきたことからも明らかなように屋代遺跡群の周辺に初期の信濃国府が存在したことの可能性は指摘できるが、その存在を直接示す資料はみいだすことができない。屋代木簡のなかにみられる埴科郡家を超える諸要素は、むしろ律令制以前の地域の秩序の問題や、交通路の変遷、周辺遺跡の状況などを視野に入れながら、屋代遺跡群全体の整理のなかでさらに考えていくべき問題であろう。

註

（1）阿蘇氏系図にはいくつかの写本があるが、阿蘇神社の社家の所蔵にかかるいわゆる「異本阿蘇氏系図」は『神道大系』に所収されている。

(2)「古代阿蘇氏の一考察」(神道文化会『高千穂・阿蘇』一九六〇年)。
(3)『長野県史』通史編第一巻原始・古代、第二章第三節、一九八九年、関晃「科野国造の氏姓と氏族的展開」(『信濃の歴史と文化の研究』一九九〇年)。
(4)『諏訪市史』の当該部分を執筆した井原今朝男は「阿蘇氏系図の諸問題」(『諏訪市史研究紀要』三号、一九九一年三月)を書き、この新説を批判的に継承した。
(5)『上田小県誌』第一巻歴史編上(一)古代中世　第三章、一九八〇年。
(6)註(3)書第三章第二節。伊那郡については、藤原宮木簡に「科野国伊奈評鹿大贄」とあり、評制下から存在していることがわかる。高井郡については藤原宮木簡に「高井郡」とみえ八世紀初頭の存在が確認できる。諏方郡については、「阿蘇氏略系譜」に「諏訪評督」とみえ、また令集解の古記に「須芳山嶺道」とあり、八世紀初頭には「須芳」とも表記されていたことがわかる。八世紀前半の屋代木簡には「東間郡」(一〇二号)、「更科郡」(七四号)などの郡名がみえる。また中野市清水山窯跡からは八世紀前半の「佐玖郡」と刻書された須恵器が出土した。なお、図78参照。
(7)註(3)書第二章第四節。
(8)桐原健「長野県における官衙址研究の現状」(『長野県考古学会誌』四四号、一九八二年一一月、のち『続私の古代学ノート』所収　信毎書籍、一九八六年)。
(9)『更級埴科地方誌』第二巻原始古代中世編第五章二節、一九七八年。
(10)『更埴市史』第一巻古代中世第三編第二章第三節、一九九三年。なお同書では更級郡家が川中島扇状地に立地した可能性も指摘している。
(11)註(3)書第三章第一節。
(12)註(3)書第三章第五節。なお黒坂周平『東山道の実証的研究』(吉川弘文館、一九九四年)は「せんどう」地名から東山道のルートを検証した研究である。
(13)一九九五年十二月箕輪町で春日街道に沿って東山道と思われる道路遺構が検出されたとの報道がなされた。
(14)註(3)書第三章第五節。
(15)岸俊男「古代村落と郷里制」(『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三年)。なお近年鎌田元一は霊亀三年(七一七)説を提唱している(本章第一節(註)(1)論文)。
(16)郡符木簡については平川南「郡符木簡」(虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年)参照。
(17)従来、埴科郡家については、古代の屋代郷ないし大穴郷など更埴市屋代地区の自然堤防上周辺、または更埴市寂蒔・鋳物師屋地区とする説が出されていたが、前者の説が妥当性を持つことが明らかになったといえよう。
(18)竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版、一九八一年。
(19)奈良国立文化財研究所『平城京木簡一』一九九五年。
(20)『平城宮発掘調査出土木簡概報』(二十二)、一九九〇年五月。
(21)奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告書XI』一九八二年。
(22)この場合、保福寺峠越えの東山道のルートの成立がいつなのかという問題についても考える必要がある。
(23)青木和夫『日本の歴史　古代豪族』小学館、一九七四年。
(24)山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、一九九四年。

第四節　まとめ

一　各時期の特色と意義および課題

本遺跡出土の木簡は、七世紀後半から八世紀前半にかけて廃棄されたものである。

(一)七世紀後半～八世紀初頭の木簡

この時期のものは、出挙関係・布の織手名を列記したものなどの記録簡や「竈神」と記された祭祀関係木簡など、広範囲な内容を含んでいる。この期の特色は、記録簡が目立つこと、付札のないことである。すなわち、文書簡と推定されるものも含めて差出(一二号は少毅が差出とみられる)や宛所を明記したものがほとんどみられない。年紀の明記されたものは、四六号の乙丑年(六六五)と一三号の戊戌年(六九八)の二点である。

四六号は、七世紀の文書あるいは付札木簡であることに関わって重要な論点を有している。

・「乙丑年十二月十日酒人
・『他田舎人』古麻呂